

パブリックコメントに基づく中間案の修正について（修正箇所一覧表）

No.	ページ	修正前	修正後	備考
1	P30 リユース コーナー 活用事 業	<p>役割分担中「行政」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースコーナーの取り扱い品目や季節による需要などを踏まえたPRIに努める。</li> <li>・再使用可能な粗大ごみの引き取り及びリユースコーナーの利用がしやすいように、展示の工夫や、不用品交換の仕組みを改善する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースコーナーの取り扱い品目や季節による需要などを踏まえたPRIに努める。</li> <li>・市民の方が気軽にリユースコーナーを利用できるよう、展示の工夫だけでなく、再使用可能な粗大ごみ等の引き取り及び不用品の引き取り・交換方法などの仕組みを改善する。</li> </ul>	パブリックコメントに基づく修正
2	P37 上から 3行目	<p>今後、法律改正などにより、小型家電リサイクルなど、新たな資源ごみの分別区分の追加の必要が生じた場合は、適切に対処します。</p>	<p>今後、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年8月)」に規定の小型電子機器等の再資源化(以下、「小型家電リサイクル」という。)など新たな資源ごみの分別区分及び収集形態を検討し、適切に対処します。</p>	パブリックコメントに基づく修正
3	P42 上から 10行目	<p>環境省では、貴金属・レアメタルの安定供給の確保等を目的として、使用済の小型電気電子機器（以下「小型家電」という。）の効果的・効率的な回収方法や製品のレアメタルと小型家電に利用されている有害物質の適正処理方法などについて検討を進めており、小型家電リサイクルの導入時期について、平成26年4月を目指しています。</p> <p>本市では、燃やさないごみとして小型家電を収集していますが、環境省が検討を進めている小型家電リサイクル制度化の情報収集に努め、小型家電を資源ごみとして収集・処分するための新たな体制づくりの検討が必要です。</p>	<p>貴金属・レアメタルの安定供給の確保等を目的として、使用済の小型電気電子機器（以下「小型家電」という。）の効果的・効率的な回収方法や製品のレアメタルと小型家電に利用されている有害物質の適正処理など、小型家電のリサイクルを促進するため、平成24年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が公布されました。</p> <p>本市では、燃やさないごみとして小型家電を収集していますが、今後、小型家電を資源ごみとして収集・処分するための新たな仕組みづくりの検討に取り組みます。</p>	パブリックコメントに基づく修正
4	P44 ④のタ イトル	④事業系一般廃棄物の減量対策について	④事業系一般廃棄物の減量対策	パブリックコメントに基づく修正